

当事業所は介護保険施設の指定を受けています。
(熊本県指定第4372500605号)

当事業所は、ご契約者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供いたします。事業所の概要や提供されるサービスの内容、ご利用上ご注意いただきたいことを次のとおり説明いたします。

※ 当事業所のご利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。但し要介護認定を受けていない場合であってもご利用は可能です。
(認定申請と介護支援専門員が決定している事が条件となります。)

① 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 三峰福社会
- (2) 法人所在地 熊本県熊本市北区植木町豊田187番地
- (3) 電話番号 (096) 272-5055
- (4) 代表者氏名 理事長 納富 修次郎
- (5) 設立年月日 平成4年4月1日

② 事業所概要

- (1) 事業所の種類 短期入所生活介護事業
熊本県指定第4370500605号 平成12年3月31日指定
- (2) 事業の目的
短期入所生活介護事業は、介護保険法に基づき入浴、排泄、食事などの提供にあたり、利用される方が可能な限り自立した生活、在宅での生活を営むことができるよう援助するものです。
- (3) 事業所の名称 短期入所生活介護事業所 黎明館
- (4) 施設の所在地 熊本県熊本市北区植木町豊田187番地
- (5) 電話番号 (096) 272-5055
- (6) 管理者氏名 納富 修次郎
- (7) 事業所の運営方針
当事業所では、諸サービス利用を希望される方に対して、必要なサービスを提供し、それが利用者の可能な限り自立した生活実現となるよう援助していくことです。
- (8) 開設年月日 平成4年4月1日
- (9) 営業日及び受付時間

営業日	年中無休(土、日、祝日も受付可能です。)
受付時間	毎日 8:20~17:30 (緊急の場合などはこの限りではありません。)

(10) 利用定員 10 名

(11) 居室の概要

当事業所では以下の居室をご用意しております。原則個室となりますが他の居室のご利用を希望される場合にはご利用前に必ず申し出下さい。但し、希望には応じかねる場合もありますのでご了承下さい。

居室、設備の種類	室数	備 考 欄
個室 (一人部屋)	10	
多床室 (2・4人部屋)	随時	空床型の利用となります。
食 堂	1	
機能回復訓練室	1	
入 浴 室	2	(一般浴1・中間浴1・機械浴1)
医 務 室	1	

※ 上記の設備については、厚生労働省が定める基準により設置が義務付けられている設備です。

☆ 居室の変更

契約者からの居室の変更のご依頼があった場合、居室の空室状況などを勘案して変更が可能な場合は変更もできるものとします。
また、心身の状況などにより居室の変更が必要な場合にはご家族などと協議のうえ必要に応じて居室の変更をするものとします。

③ 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して諸サービスを提供する職員として以下の職種の職員を配置しております。

職種	配置状況
医師	1人以上
生活相談員	1人以上
介護職員	利用者3人に対し1人
看護職員	1人以上
栄養士	1人以上
機能訓練指導員	1人以上
介護支援専門員	1人以上

※ 当事業所では指定基準を遵守しています。

〔主な職種の勤務体制〕

職種	勤務体系
介護職員	日中 8:20~17:30 夜勤17:30~翌日8:30
看護職員	8:20~17:30

④ 当事業所が提供するサービスと料金

(1) 介護保険の給付対象となるサービス

当事業所では、以下に記載する諸サービスについては、費用の9割が介護保険より給付され、残りの1割又は2割、3割を利用者個人でお支払いいただきます。

1. 食事

当事業所では栄養士の立案する献立表により栄養並びに嗜好状況なども考慮し、身体状況に応じた食事の提供にあたります。

また、原則として、身体状況に異常がなければ離床していただき、食堂にて食事を楽しんでいただきます。

〔食事時間〕

朝食 8:30~ 昼食 12:00~ 夕食 18:30~

2. 排泄

利用者の排泄自立の援助として、定時の排泄誘導、または利用者個々に合わせた排泄誘導を実施します。

おむつ使用者についても定期におむつ交換を実施しおむつかぶれなどないよう必要な援助を行います。

3. 入浴

入浴については週2回以上の入浴を実施し、利用者の身体の清潔保持に努めます。

また、随時ご家族からの利用期間中の入浴希望がある場合には対応可能な場合はサービスを提供できます。

入浴サービスが提供できない場合は清拭を実施し身体の清潔を保持します。

寝たきりの方でも機械浴にて入浴サービスを提供する事が可能です。

4. 機能回復訓練

当事業所では、機能訓練指導員により、利用者の身体の状況

または居宅介護サービス計画書に基づき必要な各種訓練を実施することとなります。

5. 口腔ケア

利用者の健康管理並びに食事を美味しく食していただくサービスとして事業所では、毎食後の口腔ケアを行います。

6. その他自立への支援

- ・ 身体状況に応じて、できる限り離床できるよう援助します。
- ・ 生活のリズムを十分に理解し、それに応じて配慮します。
- ・ 清潔で快適な生活を送る事ができるよう適切な整容ができるよう援助します。

〔利用料金について〕

(従来型個室)

項目	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
短期入所生活介護(単価)	603円	672円	745円	815円	884円
1) サービス利用料金	6,030円	6,720円	7,450円	8,150円	8,840円
2) 保険給付額	5,427円	6,048円	6,705円	7,335円	7,956円
3) 自己負担額	603円	672円	745円	815円	884円

(多床室)

項目	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
短期入所生活介護(単価)	603円	672円	745円	815円	884円
1) サービス利用料金	6,030円	6,720円	7,450円	8,150円	8,840円
2) 保険給付額	5,427円	6,048円	6,705円	7,335円	7,956円
3) 自己負担額	603円	672円	745円	815円	884円

(1日あたり)

※ 加算については、別紙料金表に基づき加算を算定します。

☆ ご契約者が要介護認定を受けていない場合には、一旦サービス利用料金の全額をお支払いいただきます。

なお、要介護認定を受けたあとに自己負担費用を除く金額が払い戻されます。この場合には、保険給付を受けるために必要な「サービス提供証明書」を発行いたします。

☆ 利用料金については、国が報酬単価を変更した場合のみ変更されるものです。事業所で変更するものではありません。

なお、料金に関わる負担割合については、『介護保険負担割合証』に記載されている1割または2割の負担額となります。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

☆ 以下のサービスについては、全額がご契約者の負担となります。

1. 居住費(滞在費)及び食費

	居住費(滞在費)		食費
	従来型個室	多床室	
基準費用額	1,171円	855円	1,445円
第1段階	320円	0円	300円
第2段階	420円	370円	390円
第3段階(1)	820円	370円	650円
第3段階(2)	820円	370円	1,300円

※介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方についてはその認定証に記載された金額のご負担となります。

※食事の基準費用額については、朝食380円、昼食522円、夕食543円となります。

2. 送迎費

医療機関への送迎が必要な場合には下記の金額をご負担いただきます。
1kmあたり10円

3、複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧でき、また複写物の交付を受ける事ができます。

ただし、複写物の交付については1枚につき10円の費用負担

が必要となります。

4、日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活用品を購入する代金であって、ご契約者にご負担いただく事が適当な費用についてはご負担をいただきます。実費

☆ 但し、おむつ代は介護給付費の中に含まれていますのでご負担はありません。

☆ なお、レクリエーション活動、クラブ活動時については、必要に応じて利用者にご負担いただく事が適当であると認められる場合には、実費負担をお願いする場合があります。

☆ また、ご契約者の経済状況などを勘案して費用負担額の変更が必要な場合は費用負担分を変更する事ができます。但し、経済状況など虚偽の申告をされた場合には変更項目を取り消す事がありますのでご注意ください。

5、利用料金のお支払い方法（契約書第8条参照）

☆ 利用料金のお支払い方法については契約書第8条に定めるものとします。

サービス利用料金については、利用期間のみの料金を請求しますのでお支払いをお願いします。

なお、自動振替を希望される方については、別途事務手数料が100円かかります。

利用の中止、変更、追加（契約書第9条参照）

利用者の都合などによりご利用を中止または変更する事ができます。また、新たにサービスを組み入れる事もできます。

この場合は、ご利用の数日前までには事業所にご連絡下さい。

契約者より、自己都合により事業所に利用中止、変更をされた場合には、受け入れかねる場合もありますので十分ご注意ください。自己の都合による申し出なき中止については、取消し料をいただく場合もあります。

ご利用中止の申し出がなされなかった場合	当日利用料金の全額
---------------------	-----------

サービス提供における事業者の義務（契約書第11条、12条参照）

当事業所における事業者の義務として、契約書第11条、12条に定める事項について、遵守します。

サービス利用時の留意事項

☆ ご利用を開始される場合には、他の利用者の快適性、安全性を確保するため、以下の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限

ご利用にあたり、以下のものは原則持ち込む事ができません。

刃物類、酒類、火気類など

※ 煙草を喫煙される方でライターの使用などされる場合には、必ず職員に預けてください。本人に密かに渡す事は厳禁です。

(2) 施設設備などの使用上の注意点

契約書第13条に定める事について、故意に設備を破損したり、損壊させた場合には、ご契約者の負担により原状に回復させていただくかそれに見合う代価をお支払いいただく事があります。

(3) 喫煙

施設内の喫煙場所以外での喫煙は禁止といたします。

サービス利用中の医療について

☆ 医療機関については、原則、在宅での主治医に異常などがあった場合には報告し、必要な指示を受けるものとします。

ただし、主治医が不在の場合などで対応ができない事もありますのでその時には家族に了解をとり当施設の囑託医、協力医の診察を受ける場合もあります。

損害賠償について

- ☆ 当事業所では、介護中の事業所側に責がある場合にはその損害を賠償するものとします。
守秘義務に違反した場合にも同様とします。
ただし、その損害の発生について契約者に故意または過失が認められる場合には損害賠償が免じられるものとします。

契約が終了する場合

- ☆ 契約の有効期間については6ヶ月ごとの自動更新となっておりますが、契約の終了については、契約書第18条に記載する事項となります。

ご契約者からの中途解約、契約解除の申し出

- ☆ ご契約者からの契約中途解約、解除については契約書第19条、20条に定めるとおりとします。
解約される場合には、事前に事業所まで申し出下さい。

事業者からの契約解除

- ☆ 契約書第21条に定める事項について該当する項目がある場合には、事業者から契約を解除する事があります。

契約終了に伴う援助

- ☆ 契約が終了する場合に何らかの援助が必要な場合には、担当居宅介護支援事業所などと連携しながら必要な援助を実施します。

苦情の受付について

- ☆ 当事業所における苦情やご相談は、以下の窓口で受け付けます。
【 苦情受付窓口 】
生活相談員 村上 毅
【 苦情解決責任者 】
施設長 納富 修次郎
【 受付時間 】
毎週 月曜日～金曜日まで 8：20～17：30
【苦情受付第3者委員】
吉田 聖子 (096) 272-7703
立花 久幸 (096) 282-8389 (社協東区事務所)

熊本市役所 高齢支援部 介護事業指導課	熊本県熊本市中央区手取本町1-1 TEL096-328-2793 受付時間8：30～17：00
熊本県国民健康保険団体 連合会	熊本県熊本市東区健軍2丁目4-10 TEL096-214-1101 FAX096-214-1105 受付時間8：30～17：00
熊本県社会福祉協議会	熊本県熊本市中央区南千反畑町3-7 TEL096-355-5454 FAX096-355-5440 受付時間8：30～17：00

年 月 日
短期入所生活介護サービスの利用開始について、本書面に基づき重要事項の
説明を行いました。

説明者 生活相談員 村上 毅 印

私は、本書面に基づいて事業所からの重要事項の説明を受け、短期入所生活
介護サービスの利用開始について同意しました。

契約者住所

契約者氏名

印

契約代理人住所

代理人氏名

印

短期入所生活介護サービス利用料金表

運営規程別紙
令和6年8月1日より

① 介護保険給付対象分 (従来型個室) I

要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
603円	672円	745円	815円	884円

(多床室) II (空床利用型)

要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
603円	672円	745円	815円	884円

② 加算分

加算名	単価	
送迎加算 (片道)	184円	往復で368円となります。
療養食加算 (1食あたり)	6円	医師の食事箋があり、対象となった方のみです。
夜勤職員配置加算 (I)	13円	国が定める基準にて職員配置を行う場合の加算です。
介護職員処遇改善加算 (II)	13.60%	所定単位数の13.6%で算定します。
サービス提供体制強化加算 (III)	6円	職員の勤続年数3年以上の者が30/100
緊急短期入所受入加算	90円	緊急に短期入所サービスを提供した場合に算定します。

③ 介護保険給付対象外分

	食費	居住費	
		従来型個室	多床室
基準費用額	1,445円	1,231円	915円
第1段階	300円	380円	0円
第2段階	600円	480円	430円
第3段階(1)	1,000円	880円	430円
第3段階(2)	1,300円	880円	430円